

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」 の運用に係る特例措置について

1 概要

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技术者単価」という。）が、決定・公表され、令和5年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国平均で5.9%の上昇となったことを受け、国は、令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更することとしました。

また、市区町村にも、この新労務単価を速やかに適用するよう要請がありました。

本市でもこの要請を受け、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求できる特例措置を行うこととしましたのでお知らせいたします。

2 特例措置

（1）対象

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務）のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、下記の場合は対象外とする。

- ・変更協議が整う以前に支払い手続き済みのもの

（2）内容

受注者は、工事請負契約約款第23条（工事単価契約約款第7条）又は設計等委託契約約款第21条（委託単価契約約款3-2第13条）及び工事監理契約約款第18条の規定により、旧労務単価又は旧技術者単価を適用した契約について、新労務単価又は新技术者単価を適用した契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

（3）契約金額の変更

新労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じて次のとおり算出する。
変更後の契約金額 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技术者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格
 k ：当初契約の落札率

(4) 請求方法

協議の請求は別紙の様式によることとし、下記期限までに工事主管課に請求する。

(5) 請求期限

工期末が令和5年度内の工事の場合は当該契約に係る完了届の提出日の前日（土・日・祝日は含まない。）までに行うものとする。

また、それ以外の工事の場合は、契約締結日から2ヶ月以内とする。

3 その他

該当する受注者の皆様には特例措置の趣旨をご理解いただき、下請企業と既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準引上げ等についても適切に対応されるようお願いいたします。

【問合せ先】立川市財務部契約課工事契約係 内線2714